

京都市告示第 119 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成18年7月5日

京都市長 榊本 頼兼

1 団体の名称 西出町町内会

2 規約に定める目的

本会は、地域住民相互の親睦と融和を図り、文化的な環境を作り良好な地域社会の維持及び形成を図るとともに町内の発展を築く事を目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。
- (5) 所有する資産の維持管理・運営に関する事。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区 域

京都市伏見区久我西出町11番9, 11番10, 11番14, 11番17, 11番29, 11番30, 11番124, 11番126, 11番130から210, 11番233から235, 11番242, 11番244から352, 11番355から358, 11番378, 23番, 24番, 25番, 49番1, 49番2までの区域

4 事務所

京都市伏見区久我西出町11番10

5 代表者の氏名及び住所

走 信次

京都市伏見区久我西出町11番282

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成18年6月29日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)